水俣市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、水俣市消防団に積極的に協力している事業所等に対し　て、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

（２）　消防団協力事業所　市長が消防団活動に協力している事業所等とし　て認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。

（３）　消防団協力事業所表示証　協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

（４）　消防団長等　消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

　（表示証の交付申請及び推薦）

第３条　協力事業所として認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、水俣市消防団協力事業所認定申請書（様式第１号）により、市長に申請を行うものとする。

２　消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、水俣市消防団協力事業所推薦書（様式第２号）により、市長に推薦することができる。

　（認定基準）

第４条　市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、その内容を審査し、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

（１）　従業員が消防団員として、１名以上入団している事業所等

（２）　従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等

（３）　災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしてい　る事業所等

（４）　その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

（表示証の交付）

第５条　市長は、前条の規定による審査の結果について、水俣市消防団協力事業所（認定・却下）通知書（様式第３号）により通知するものとし、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（様式第４号）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第６条　協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に掲示又は表示するものとする。

（１）　事業所等の見えやすい場所

（２）　パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

２　前項の規定により表示する表示証の様式については、様式第４号の寸法を同率に拡大し、又は縮小することができる。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第７条　市長は表示証の交付に際して、水俣市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第５号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第８条　表示の有効期間は、原則として、認定の日から２年又は第９条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から２年間とする。

２　表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第７条に規定する表示を行うことができない。

３　市長は、認定の日から２年を経過する前に協力事項の現状及び表示継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取り消し）

第９条　市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。また、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

（１）　事業を廃止又は休止したとき

（２）　第４条に規定する基準を満たさないこととなったとき。

（３）　偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。

（４）　その他協力事業所として認定することが適当でないと認めるとき。

２　前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第１０条　市長は、協力事業所の名称、水俣市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。